第 30 回保存フォーラム
令和元年 12 月 19 日
（配布資料_岡田）

文化財防災ネットワーク推進事業の概要と今後の展望

独立行政法人国立文化財機構
文化財防災ネットワーク推進室長
岡田　健

１．「文化財防災ネットワーク推進事業」（平成 26 年～現在）について

＝文化庁文化芸術振興費補助金（美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業＝単年度事業）

［事業の内容］

国立文化財機構は機構本部に文化財防災ネットワーク推進本部（本部長＝理事長）設置し、文化財防災ネットワーク推進室が事務局となり、我が国の文化財防災のためのネットワークを構築する。

(1) 文化財防災のための多様な領域に及ぶ調査研究とその成果の効果的な発信

1） 調査研究と技術連携の構築
2） 国および都道府県・市区町村等の文化財保護施策への貢献
3） 啓発・普及
4） 教育プログラムの作成と人材育成の実施
5） 国際貢献

(2) 文化財等の所在情報を中心とする、防災のための各種情報の収集とアーカイブ

各種の文化財情報を収集・整理して、国および都道府県・市区町村等の自然災害・火事災害等における文化財防災への取り組みに資する有効な情報を提供する。

(3) 全国の文化財防災のためのネットワークの構築

1） 組織間連携の強化・促進

文化遺産防災ネットワーク推進会議に参画する団体をはじめとする多様な専門機関等や専門家との協働により、あらゆるジャンルを横断した文化財等の防災・保全のための組織間連携を実現する。

2） 地域内・地域間連携の強化・促進

歴史・文化を反映した地域内・地域間の文化財等の防災体制の構築に寄与する。

3） 文化庁との密接な連携による全国的な文化財防災のためのネットワークの構築

２．文化財防災体制をどのように考えるか

＝実際の災害に対する <u>危機管理の考え方</u> による文化財防災のための取り組み

(1) 様々な災害をすべて想定する

1）様々な自然災害

地震・台風・火山噴火・豪雨・豪雪・雷

⇩ 誘発（二次災害）

津波・高潮・大風・洪水・土石流・土砂崩れ・火災など

⇨ 人命の喪失・負傷、家屋への被害・避難、社会機能の麻痺・破壊

2）自然災害以外の災害・災難　火災・盗難

3）被害を受ける文化財

- 動産文化財：美術工芸品、民俗資料、考古出土遺物、自然史資料（標本）、歴史文書、映画フィルム、写真作品、漫画原画等
  - ✓ 博物館・美術館・資料館・個人住宅等の収蔵施設の被害とともに被災するケース
  - ✓ 施設は安全でも内部に保管されている資料が被災するケース
  - ✓ 調査資料とそれに付属する写真資料、関連図書資料など
- 不動産文化財：歴史的建造物（近代建築を含む）、史跡、名勝、記念物
  - ✓ 歴史的建造物に所蔵される動産文化財
- 無形文化財：地域全体の破壊、住民の喪失・離散、神社などコミュニティの中核となる施設や道具類の喪失により、民俗芸能などが行われなくなるケース
- 図書資料、公文書
  - ✓ 文化財保護法に言うところの“文化財”には含まれないもの

(2) 文化財等を災害から守る３つの局面

1）被害を出さない（＝事前の備え）

2）被害が出てもその度合いを最小限に止める（＝情報収集・判断、および迅速な行動）

3）重篤な被害が出た場合の救援・支援を迅速かつ効果的に実現する（＝体制の準備と機能）

(3) 対策の対象となるものの現状、その状態で想定される災害の種類・内容・規模

1）文化財等のジャンル：地域にはどのような文化財等があるのか

2）指定文化財・未指定文化財：地域の文化財としての認識は進んでいるか

3）収蔵場所の環境：動産文化財については博物館等施設・個人住宅等、不動産文化財については建造物・史跡・記念物等、無形文化財については地域そのものの状態

4）具体的な災害の種類：地理的環境においてどのような災害が想定されるのか

5）想定される被害の種類と度合：災害は文化財等にどのような被害をもたらすのか

(4) 危機管理（リスクマネジメント）の考え方

こういう体制を作るというプランだけあっても、**実態を正しく認識した上での危機管理の発想がなければ**、具体的な体制は構築できない。

1）現在の体制はリスクに対処することができるのか

2）できないとすれば何を対策として講じればよいのか

- ✓ 文化財担当者の人数が少なく、専門的にカバーできない、予算がない、などの課題。
- ✓ 災害の内容と規模、それに伴う文化財等の被災の在り方は常に異なる。

→すべてを抽出し、考えうる現実的な「防災のための体制」を示し、構築する。

(5) 防災のための体制（システム）の構築

1）文化財等の所在情報、を把握するシステム

2）所在地における管理状況、を把握するシステム
3）災害発生時の救援・支援体制の現状、を把握するシステム

３．これらを都道府県・市区町村の文化財等所管部局だけで行うことは可能なのか？

「文化財」は保護のための制度＝行政の関りは必須だが、その行政が対応しきれない場合が多い

- ✓ 所有者（博物館等の施設、宗教法人、個人所有者）だけでは、人的、経費的、技術的に対応できない
- ✓ システムの不備、人材の不足、災害時の優先順位（人命救助と生活支援が優先）
- ✓ そもそも文化財や文化を担当する行政の体制が変わり（所管部局が教育委員会文化財課だけでなく、知事部局へ移行するなど）、活用・振興への取り組みには熱心だが、災害時の対応の仕方が分からない、という状況が起きている

- ● 広範な組織・専門家を網羅した地域内連携体制・地域間連携体制の確立
- ● 動産・不動産、指定・未指定、有形・無形の区別を設けない支援の体制
- ● 文化財保護法が定めるジャンルを超えた文化的・歴史的資源への対応
- ● 文化遺産防災ネットワーク推進会議との連携
  - ■ 地域内連携体制（行政、博物館協会、図書館連携、地域資料ネット、大学等）
  - ■ 地域間連携体制（広域連携体制）
  - ■ 文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体の活動と支援・協力の体制

⇨ **文化庁を含む、全国組織としての文化財防災のためのネットワークへ**
単年度補助金事業からの運営費交付金による常設体制の構築

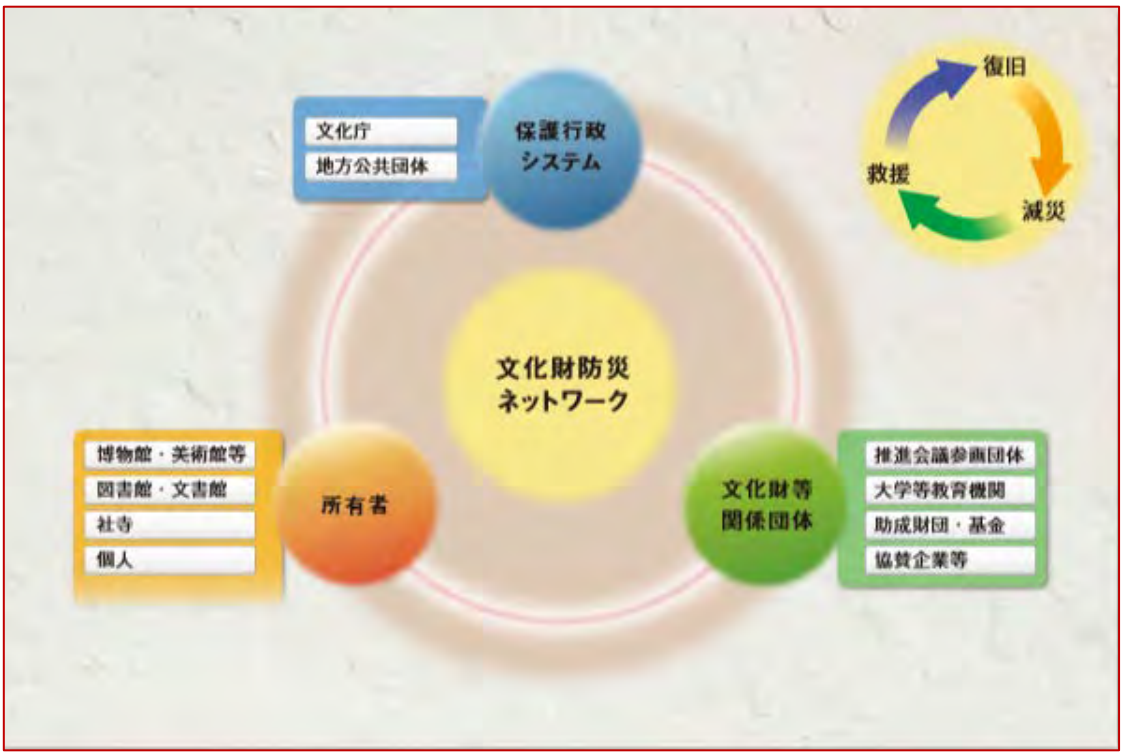

４．文化財防災ネットワークを実現するための要件

(1) 「地域の文化財」の価値を理解し、その保護を行うための人材の育成と配置

1）行政（文化財所管部局）における「文化財防災担当」の配置＝職掌としての位置づけ
2）担当者の人数、専門、予算に限りがある、という状況においてどのように実現するか？

(2) 「地域の文化財」とその所有者をよく知る人材の活用

1）地域の博物館・美術館・資料館・埋蔵文化財センター・文書館等に勤務する学芸員
2）市町村の文化財担当者
3）地域の歴史文化を研究している大学教員・学校教員・郷土史研究者

(3) 「地域の文化財」に対する住民の理解

1）上記の人びとによる日常の活動
2）上記の人びとによる啓発活動に対する行政の支援

(4) 「地域の文化財」に対する行政・議会の理解

単なる文化財の所在リストとしての把握・理解に止まらず、

- 所在する地域の社会環境・自然環境・歴史的文化的背景に対する理解を持ち、
- 未来に対する予測に基づく計画設計の責任を果たす

文化財防災ネットワーク推進事業が開発する教育プログラム

◆ 一定の資格としての位置づけを図る。
◆ 大学生に対して：大学教育との連携により、文化財保護・文化財防災の理念と方法を身に付けた人材を地方公共団体の文化財担当者として全国に配置する。
◆ すでに市町村の文化財担当者として勤務している人たちに対して：都道府県との共同による研修コースの開催により、知識と技術を身につける。
＝この活動が、<u>行政・担当者の意識向上・スキルアップに貢献</u>する。